

(抜粋)

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する規則

平成12年3月31日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成11年墨田区条例第38号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(再利用に関する計画)

第15条 条例第22条の再利用に関する計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

区長が行う再利用の促進のための施策に関する事項

事業者が行う再利用の促進のための取組に関する事項

区民が行う再利用の促進のための取組に関する事項

2 区長は、前項の計画において、特に再利用の促進を図る必要があると認める物を指定し、その再利用の目標を明らかにするものとする。

(事業用大規模建築物)

第16条 条例第29条第1項の規則で定める事業用の大規模建築物(以下「事業用大規模建築物」という。)は、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物とする。

2 区長は、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物の所有者又は建設者に対し事業系廃棄物の減量等に関し協力を求めることができる。

(廃棄物管理責任者の選任等)

第17条 条例第29条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任に当たっては、1の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する2以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、1人の廃棄物管理責任者が当該2以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務の遂行に当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 第1項の選任に当たっては、当該建築物の再利用の対象となる物(以下「再利用対象物」という。)及び廃棄物の保管場所の状況の把握等をしているとともに、区との連絡調整をすることができる者を選任するものとする。

- 4 条例第29条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届（第5号様式）により行わなければならない。

（事業用大規模建築物における再利用計画の作成等）

第18条 条例第29条第3項の規定による再利用計画の作成は、年度（4月1日から翌年の3月31日までとする。以下同じ。）ごとに行うものとする。

- 2 再利用計画の提出は、事業用大規模建築物における再利用計画書（第6号様式）により毎年5月31日までに行わなければならない。

（再利用対象物の保管場所設置基準）

第19条 条例第29条第4項及び第6項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。

再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。

再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。

再利用対象物の搬入、搬出等の作業を容易にすることができること。

保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

- 2 再利用対象物の保管場所の設置等については、事前に、区長と協議するものとする。

（再利用対象物の保管場所設置届）

第20条 条例第29条第6項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（第7号様式）により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

（改善勧告）

第21条 条例第30条の勧告は、その勧告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

（公表）

第22条 条例第31条第1項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を区役所の門前掲示場に掲示する等の方法により行うものとする。

(収集拒否等)

第23条 区長は、条例第32条の規定により事業系一般廃棄物(条例第57条第1項の規定により区長が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物のうち区長が必要と認めるもの(以下「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」という。) を含む。) の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その処分の理由及び内容を記載した書面により通知するものとする。

(一般廃棄物管理票)

第37条 条例第54条第1項の一般廃棄物管理票は、次の各票からなる複写式のものとする。

一般廃棄物管理票(第9号様式(A票))(条例第54条第1項の事業者の控えとし、以下「A票」という。)

一般廃棄物管理票(第9号様式(B票))(事業系一般廃棄物の運搬を受託した者の保存用とし、以下「B票」という。)

一般廃棄物管理票(第9号様式(C票))(区長の指定する処理施設の管理者(以下「管理者」という。) の保存用とし、以下「C票」という。)

一般廃棄物管理票(第9号様式(D票))(条例第54条第1項の事業者の保存用とし、以下「D票」という。)

(事業者の措置)

第39条 条例第54条第2項に規定する事業者は、受託者に一般廃棄物管理票を交付した日から1月以内にD票が回付されないとき、又は当該事業系一般廃棄物が不適正に処理されたおそれがあると認めるときは、受託者に対する確認その他適切な措置を講ずるとともに、速やかに区長に報告しなければならない。

(一般廃棄物管理票の保存期間)

第40条 第38条第3項から第5項までの規定により保存する一般廃棄物管理票の保存期間は、当該一般廃棄物管理票の提出又は回付を受けた日から5年とする。